

○自立生活援助サービス費

基本部分			注			注
			サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	自立生活援助計画が作成されていない場合	標準利用期間超過減算	特別地域加算
イ 自立生活援助サービス費(Ⅰ)	(1) 30:1未満	(1月につき1,558単位)	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	×95/100	+230単位
	(2) 30:1以上	(1月につき1,090単位)				
ロ 自立生活援助サービス費(Ⅱ)	(1) 30:1未満	(1月につき1,166単位)	5月以上連続して減算の場合 ×50/100	3月以上連続して減算の場合 ×50/100	×95/100	+230単位
	(2) 30:1以上	(1月につき817単位)				
※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。						
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1月につき450単位を加算)				
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1月につき300単位を加算)				
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1月につき180単位を加算)				
ピアサポート体制加算		(1月につき100単位を加算)				
初回加算		(1月につき500単位を加算)				
同行支援加算	イ 2回以下	(1月につき500単位を加算)				
	ロ 3回	(1月につき750単位を加算)				
	ハ 4回以上	(1月につき1,000単位を加算)				
緊急時支援加算	イ 緊急時支援加算(Ⅰ)	(1日につき711単位を加算)	注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位			
	ロ 緊急時支援加算(Ⅱ)	(1日につき94単位を加算)				
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)				
日常生活支援情報提供加算(月1回を限度)		(1回につき100単位を加算)				
居住支援連携体制加算		(1月につき35単位を加算)				
地域居住支援体制強化推進加算(月1回を限度)		(1回につき500単位を加算)				